

随意契約（相手方指定）調書

件名	学童クラブ運営業務委託（4件）
履行期間	令和4年4月1日 から 令和9年3月31日（長期継続契約）
契約締結日	令和4年4月1日
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。

	契約番号		件名	契約相手方	契約金額（非課税）
1	No.	5200345	東日暮里学童クラブ運営業務委託	学校法人 道灌山学園 （法人番号：8011505000633）	20,329,393 円 （令和4年度分）
2	No.	5200346	峡田学童クラブ運営業務委託	特定非営利法人 ワーカーズコープ （法人番号：3013305000743）	135,301,189 円 （令和4年度分）
3	No.	5200347	汐入学童クラブ運営業務委託	社会福祉法人 雲柱社 （法人番号：1010905000786）	34,412,737 円 （令和4年度分）
4	No.	5200348	ひぐらし学童クラブ運営業務委託	株式会社 マミー・インターナショナル （法人番号：8021001053168）	20,566,873 円 （令和4年度分）

契約審査委員会資料	
経理課契約係	R4.2.24

業者選定理由書

件名	学童クラブ運営業務委託（4件）
選定業者（案）	対象案件及び指定業者は、別紙の「対象案件と契約相手方」のとおり
特命理由	<p>本件は、保護者の就労、疾病等の理由により、放課後家庭において適切な保護を受けることができない小学生に対して、遊びと生活の場を提供するための学童クラブの運営業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、別紙記載の法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課で検討したところ、</p> <p>【東日暮里学童クラブ、峡田学童クラブ、汐入学童クラブ】</p> <p>本件業務は、人的サービスの側面が極めて高く、利用児童との信頼関係の構築や安定して生活できる場所を提供することが重要であることから、継続的な運営が望まれるものである。</p> <p>本件業務は、令和3年度まで当該業務を受託してきた法人に対し、引き続き業務を委託するものであり、令和3年度に実施した本件業務の運営内容や財務状況、労務状況について調査及び審査を行う実績審査委員会において、現行受託者の継続的な運営の可否について審議を行った結果、次年度以降の契約の継続が可との判定を受けている。</p> <p>その判定結果を踏まえ、別紙記載の法人が引き続き業務を履行することで、これまでの取り組みを活かした確実な履行が期待できる。</p> <p>【ひぐらし学童クラブ】</p> <p>指定事業者は、令和3年9月会議で議決を得て、ひぐらしふれあい館の指定管理者に選定された事業者である。</p> <p>新たに開設されるひぐらし学童クラブについては、新設されるひぐらしふれあい館と同一建物内に開設し、一体的・効率的な運営を行うため、ひぐらしふれあい館指定管理者選定の過程において、学童クラブ業務の受託を前提として、必要な提案や実績を審査したうえで選定を行ったものである。</p> <p>指定事業者は、区内において、九峡小総合プラン、南千住六丁目学童クラブの運営業務を受託しており、適切に安定的な運営を行っているほか、他自治体においても、学童クラブ等を運営しており、実績が豊富であることから、質の高いサービスの提供が期待できる。</p> <p>以上のことから、別紙記載の法人を契約相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>

< 対象案件と契約相手方 >

No	件名	委託期間	契約相手方
1	東日暮里学童クラブ運営業務委託	長期継続 (-8年度)	名称：学校法人 道灌山学園 所在地：荒川区西日暮里四丁目7番15号 代表者：理事長 高橋 系一
2	峡田学童クラブ運営業務委託	長期継続 (-8年度)	名称：特定非営利法人 ワーカーズコープ 所在地：豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋 ISP タマビル 代表者：代表理事 田嶋 羊子
3	汐入学童クラブ運営業務委託	長期継続 (-8年度)	名称：社会福祉法人 雲柱社 所在地：世田谷区上北沢三丁目8番19号 代表者：理事長 服部 栄
4	ひぐらし学童クラブ運営業務委託	長期継続 (-8年度)	名称：株式会社 マミー・インターナショナル 所在地：神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地 グランビュービル5階 代表者：代表取締役 伊藤 勝康